

神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付要綱

令和8年4月23日 環境局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、小売店や飲食店などで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を安価で市民とマッチングする「フードロスロッカー」の設置・運営に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定め、食品ロスの削減と物価高騰対策の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フードロスロッカー 小売店や飲食店等の何もしなければ廃棄されてしまう食品（賞味期限が近い食品、見た目が悪いだけで売れ残った野菜、スーパー等の売れ残り等）を、安価な価格で販売する非対面のロッカー型自動販売機をいう。
- (2) 補助事業 補助対象となるフードロスロッカー（以下「補助対象フードロスロッカー」という。）を設置・運営する事業をいう。
- (3) 補助事業者 第9条の交付決定を受けた者をいう。
- (4) 供用開始日 フードロスロッカーの設置を完了後、供用を開始する日をいう。

(補助の要件)

第3条 補助対象フードロスロッカーは、別表第1に定めるすべての要件に適合するよう整備及び運営を行わなければならない。

(補助事業の対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体は除く。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 市内の建物の所有者及び占有者（予定を含む）
 - ② 市内の土地の所有者及び占有者（予定を含む）
 - ③ その他市長が特に認める者
- (2) 次に掲げるすべての条件に該当する者であること
 - ① 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている事業者でないこと。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
 - ④ 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が当該年度内に実施する「フードロスロッカー」の設置および運営に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。ただし、市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除くものとする。

(補助金等の額)

第6条 補助金等の額は、予算の範囲内で、前条に定める補助対象経費の100分の100に相当する額とし、次に掲げる額を限度とする。また、算定した補助金総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 設備の取得及び設置に要する経費 1件につき750万円

(2) 設備取得後の広告宣伝に要する経費 1件につき50万円

2 市長は、当該年度の補助金の予算を超過する場合は、補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(補助対象期間)

第7条 補助金等の対象期間は、交付決定を受けた日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請期間内に、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、別表第3に掲げる書類を添付の上で、市長に提出しなければならない。

(審査・交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、補助対象事業及び経費、補助金の上限額をはじめ、公益性、効果、計画性（実現可能性）、継続性を総合的に考慮して審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金規則第6条第1項に基づき補助金の交付決定を行い、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金規則第6条第3項に基づき、理由を付して、補助金を交付しない旨の決定を神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助金は、前条の交付決定後、概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付する。

4 概算払の額は、交付決定額の2分の1とする。

(補助事業等の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、補助

事業の中止又は廃止をしようとするときは神戸市フードロスロッカー設置経費等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めるときは、その旨を神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付決定変更承認通知書（様式第7号）、中止（廃止）を承認することが適当であると認めるときは、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当であると認めるときは、神戸市フードロスロッカー設置経費等神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金変更・中止（廃止）不承認通知書（様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 4 第1項で規定する軽微な変更とは次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
 - (1) 補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助金の対象となる経費が減額となる場合であって、減額する金額が第9条第1項の規定により通知した補助金の決定額の100分の20に満たないとき
 - (2) 製造元等の機種更新等により、実際に導入するフードロスロッカーが、補助金の交付を申請した際に導入を予定していたフードロスロッカーの同等品以上のものとなるとき

（状況報告等）

第12条 補助事業者は、補助対象フードロスロッカーの供用開始日の属する月の翌月から1年間、毎月10日までに、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金状況報告書（様式第10号）により、本事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

（調査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行と事業の遂行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告書の提出）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第11号）に必要事項を記載し、別表第4に掲げる書類を添付の上で、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び精算）

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金額確定通知書（以下「確定通知書」という。）（様式第12号）により補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の確定額が、交付決定通知書に記載の補助金の決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第3項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の確定通知書を受領後

ただちに、市長に神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付請求書（様式第 13 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、第 15 条第 1 項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、市長から前項の命令を受けたときは、市長の定める期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、市長は速やかに神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

（成果の発表）

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、当該補助対象事業の成果について、補助事業者に対し、適宜報告又は発表を求めることができるものとする。

2 補助事業者は、補助対象フードロスロッカーの供用開始日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間、毎年 3 月末日までに当該補助事業に係る神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金事業実施状況報告書（様式第 15 号）により、市長に報告しなければならない。

（補助事業者の責務）

第 21 条 補助事業者は、自らの責任において補助対象フードロスロッカーの運営に関する別表第 5 に掲げる事項を行わなければならない。

2 補助事業者は、次条第 1 項により処分が制限される財産について、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から次の各号に定める時点のいずれか短い期間が経過するまでの期間中（以下「処分制限期間」という。）は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を適切に維持管理しなければならない。

(1) 5 年

(2) 災害又は火災により損壊したとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由により、撤去する必要がある時点

3 補助事業者は、市が実施するフードロスロッカー、フードシェアリングサービス等の利用促進に関するキャンペーン、食支援事業に関する広報、啓発事業、イベントなどの事業に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、この要綱の補助金の交付を受けて取得した設備等について、市長の承認がなければ、次の各号に掲げる行為（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から 5 年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 当該設備等を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
- (2) 当該設備等を補助金の交付決定を受けた設置場所とは別の場所に移転又は移設する行為

2 補助事業者は、前項に掲げる承認を受けようとするときは、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金財産処分等承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは補助事業者に対し、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金財産処分等承認通知書（様式第 17 号）もしくは神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金財産処分等不承認通知書（様式第 18 号）により、結果を通知するものとする。

4 市長は、前項の承認にあたり、別表第 6 の左欄に掲げる経過期間に応じ、右欄に定める金額の返還納付等を条件として付すものとする。ただし、やむを得ない事業があると市長が認める場合は、この限りでない。

5 前項の返還金の額の算定において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(知的財産権の帰属)

第 23 条 この補助事業により得られた知的財産権は、補助事業者等に帰属するものとし、本市には帰属しないものとする。

(施行細則の委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。